

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月25日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第4号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和55年鳥取県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
(委任) 第2条 教育委員会は、 <u>次に掲げる事務を除き、その</u> 権限に属する事務を教育長に委任する。 (1) <u>教育に関する事務の管理及び執行の基本的な</u> <u>方針に関すること。</u> (2)～(4) 略 (5) <u>教育に関する事務の管理及び執行の状況の点</u> <u>検及び評価に関すること。</u> (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略 (15) 略 (16) 略 (17) 略 (18) 略 (19) 略 (20) 略 (21) 略 (22) 略	(委任) 第2条 教育委員会は、 <u>次の各号に掲げる事務を除</u> き、その権限に属する事務を教育長に委任する。 (1) <u>県教育行政の基本方針に関すること。</u> (2)～(4) 略 (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略 (11) 略 (12) 略 (13) 略 (14) 略 (15) 略 (16) 略 (17) 略 (18) 略 (19) 略 (20) 略 (21) 略

<p>(23) 略</p> <p><u>(24) 鳥取県教員の指導改善研修の実施等に関する規則（平成20年鳥取県教育委員会規則第2号）第5条第1項又は第10条第1項の規定による認定に関すること。</u></p> <p>(25) 略</p> <p>（専決）</p> <p>第4条 教育長は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(1) <u>第2条第9号</u>に掲げる事務（事務局の次長及び課長、校長並びにこれらに相当する職の職員の任免、分限及び懲戒並びにその他の職員の分限（心身の故障による休職を除く。）及び懲戒を除く。）</p> <p>(2) <u>第2条第13号</u>に掲げる事務（鳥取県教育委員会表彰規程（昭和24年鳥取県教育委員会規則第12号）による表彰を除く。）</p> <p>(3) <u>第2条第14号</u>に掲げる事務（不服申立ての裁決又は決定及び訴訟の処理方針に関するものを除く。）</p> <p>(4) <u>第2条第15号</u>に掲げる事務</p> <p>(5) <u>第2条第19号</u>に掲げる事務</p> <p>(6) <u>第2条第22号</u>に掲げる事務</p> <p>(7) <u>第2条第25号</u>に掲げる事務（特に重要又は異例な事務を除く。）</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(22) 略</p> <p>(23) 略</p> <p>（専決）</p> <p>第4条 教育長は、次に掲げる事務を専決することができる。</p> <p>(1) <u>第2条第8号</u>に掲げる事務（事務局の次長及び課長、校長並びにこれらに相当する職の職員の任免、分限及び懲戒並びにその他の職員の分限（心身の故障による休職を除く。）及び懲戒を除く。）</p> <p>(2) <u>第2条第12号</u>に掲げる事務（鳥取県教育委員会表彰規程（昭和24年7月鳥取県教育委員会規則第12号）による表彰を除く。）</p> <p>(3) <u>第2条第13号</u>に掲げる事務（不服申立ての裁決又は決定及び訴訟の処理方針に関するものを除く。）</p> <p>(4) <u>第2条第14号又は第18号</u>に掲げる事務</p> <p>(5) <u>第2条第21号</u>に掲げる事務</p> <p>(6) <u>第2条第23号</u>に掲げる事務（特に重要又は異例な事務を除く。）</p> <p>2及び3 略</p>
--	--

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。